

【議事録】（概要）

会議名	第2回 第6次芦屋町総合振興計画部会（第1部会）	会場	芦屋町役場 31会議室		
日時	令和2年9月30日（水） 19:00~21:00				
件名・議題	1) 部会長あいさつ 2) 議事 ①基本計画（案）について 3) その他				
委員の出欠	部会長	山田 明	出	片山 和夫	出
	副部会長	占部 吉郎	出	加藤 まゆみ	出
	委員	吉崎 強志	出	西村 由美子	出
		安部 知彦	出	松岡 泉	出
		山田 寛	出	萩原 洋子	出
		藤崎 英毅	出	江口 浩子	出
		濱野 頼子	出		
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想（案）における施策の大綱について、『1（1）地域づくり』に文言を追加することで合意した。 部会での審議は今回が最後となるため、最終的な修正内容の確認については、意見を出した委員、部会長及び副部会長に一任することで合意した。 				

■第2回 第6次芦屋町総合振興計画部会（第1部会） 議事録

1 前回からの基本計画（案）変更点について

（事務局）

前回の審議における変更事項等について説明。

（委員）

点字ブロックは各道路の管理主体が整備しているところだが、障がいのある方から、点字ブロックがある歩道を歩いていたら、途中で点字ブロックがなくなるところがあり、不安だと聞いている。町道すべてをバリアフリー化するのは難しいと思うが、一部地域だけでも、安全に歩けるエリアとして整備できるといいのではないか。

（事務局）

県の「福祉のまちづくり条例」に基づいて点字ブロックの整備に取り組んでいる。ご指摘の通り管理主体が異なる中ですべての歩道に点字ブロックを整備するのは難しい。役場駐車場内にある巡回バスのバス停までや、中央病院付近の道など、公共施設の整備に合わせた整備は進めている。

2 議事

（1）基本計画（案）について

（事務局）

議事1「基本計画（案）」について説明。

①第4章 第1節 社会福祉～第2節 健康づくり

（委員）

第4章全般に言えることだと思うが、高齢者施設で働いていると、高齢者の人々が自分の役割を持つことが、結果的に健康維持につながっていると感じる。サロン事業はこれまでも実施していたが「高齢者が活躍する場を確保する」という文言がどこかに入るとよい。

（委員）

『第1節 社会福祉』、主要施策『2）高齢者福祉の充実』の②「健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業のさらなる充実に取り組みます」とあり、「介護予防事業のさらなる充実」と「介護予防ができるように通いの場の創出」という2つの具体的な内容が出てくる。そのため、③「身近な地域で交流や・・・」と内容が重複しているように感じる。

交流の場の創出が目的であればよいが、介護予防も目的に含まれるとなると重複していないか。また、人との交流があり、人との関わりの中で役割があると、健康寿命の延伸につながるのではないか。

(委員)

現状と課題の④に高齢者がいきいきと暮らすための取り組みの方向性は分析され、押さえられているが、主要施策の中ではわかりづらいのかもしれない。社会の中で活躍できる場をつくっていく、という内容があればよいのではないかと。

(事務局)

2点回答する。

1点目は、生きがいや働く場所を記載するかしないのか、また記載する場合、どこに記載するかも含め、議論をいただきたい。

2点目は、主要施策の内容で介護予防の表現が重複している件について。②は町としての取り組みというものであり、③は各自治区で自発的に取り組んでいることへの支援、というものである。③は行政としても重要な取り組みと位置づけているので、あえて分けて記載している。

(委員)

主要施策『2) 高齢者福祉の充実』でいうと、後期高齢者が対象になっているが、後期高齢者であってもまだまだ元気な人が多く、10年前とは状況が違っていると感じる。

完全にリタイアして仕事をしていない人と、定年退職したばかりで敬老会に行くほどではない人を同じくくりにしてしまうのはどうなのか。地域づくりにおける人材の活用などに関連してくるのではないかと。

(事務局)

主要施策『1) 地域福祉の推進』では、「住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、「共助」を中心とした地域福祉の実現・・・」とある。高齢者の活躍の場として、このような住民団体を想定しているのであれば、このままでよいかとも思う。

(委員)

読み取れないこともない。「行政は働きかける」という役割が中心になるのであれば、この記載でよいかと思う。

(部会長)

町の取り組みとしてシルバー人材を活用する制度などがあるとよいが、町にこのような制度はあるのか。

(委員)

シルバー人材を活用する制度は2つある。

1つ目は、高齢者人材活用事業であり、社会福祉協議会が町より受託している。登録者が70代以上で高齢化しているという課題がある。

2つ目は、取り組みから3年目を迎えている「助け合い・支え合いの会」という団体が行っているものである。利用会員と協賛会員が会費を出し合い、高齢者の日常の困りごとを助けるという取り組みで、登録が60人、実働は20～30人ほどである。需要が多いのはゴミ出しや室内掃除、家具の移動など、1人暮らしの高齢者の支援である。

一方でこのような活動を広めすぎると、元々あった地域での助け合いがなくなってしまうという問題もある。町全体の取り組みと、隣近所の地縁の助け合いは、両方残し、両輪で進めていくべきではないかというのが、社会福祉協議会の考えである。

(部会長)

住民主体の団体が活発で、行政が支援をするというのが理想的なあり方である。自助・共助を進め、高齢者も活躍できる場を行政が提供できるとよいのではないか。このような趣旨が今の記載に込められているという解釈でよいのでは。

(委員全員)

異議なし。

(委員)

2点意見がある。

1点目は、障がい者の支援について。県の事業でヘルプカードというものがあり、この普及啓発の推進を町として取り組んでもらいたい。県の事業について「検討します」「推進します」という文言を追加できないか。

2点目は、『第2節 健康づくり』について。がん検診の受診率が低いと思う。受診啓発はすでに取り組まれているが、なかなか伸びないという課題がある。例えば、スーパーなどのすぐ立ち寄れる場所で受診できる場を臨時で設けるなど、受診環境の改善などは考えていないのか。

(事務局)

1点目のヘルプカードの普及啓発については、担当課と文言の追加を含め検討する。

2点目のがん検診については、知る限りでは臨時受診場所の設置などは現状行っていない。主要施策『1)健康づくりの推進』の③における受診率の向上の取り組みに入っていく可能性があると思うが、そこまでの深い検討に至っていない。

(委員)

数値目標の「特定健診受診率」について、受診率60%は大きな目標だが、実現できそうか。また、秘策があるのか。

(事務局)

県で定めている数値目標を設定している。現時点では特別な施策などはない。

(委員)

例えば糖尿病などの疾患があると、特定健診の受診ができないので、そのあたりの考慮が必要ではないか。また、芦屋中央病院以外で受診した場合でも、町が把握して集計できるのか。

(事務局)

特定健診受診率は国民健康保険に加入している人の受診率である。特定の疾患がある場合でも、特定健診に値する健診等受けている場合は、本人の了解を得て、データを集約している。また、町内の医療機関とも連携している。

②第6章 第1節 生活環境～第5節 上水道・下水道

(委員)

意見が2点ある。

1点目は、495号線の草刈りが行き届いていないことについて。芦屋町の入口でもあるので、町外から来た人の印象が良くないのではという懸念がある。バイクに乗られている人から芦屋町は走りにくいと言われることもある。県は1年に2回しか草刈をしておらず、道路の所管に関わらず、町の単独事業として取り組むべきと思うので、その旨文言を追加すべきではないか。

2点目は、『第4節 道路・交通』の公共交通について。周辺自治体のタウンバスなどに接続し、赤間や折尾などに行けるようにするなど、広域連携を推進してほしい。栗屋など中心部から離れた地区では交通利便性が向上していると感じられない。本数は特に夕方以降は十分でなく、北九州市営バスは鶴松団地までしか運行しないので、通学に使う高校生はバスの恩恵を受けられていない。中心部から離れた場所は子どもが住みづらい場所になってしまうのではないか。

(事務局)

1点目の草刈りについては、『第4節 道路・交通』にその趣旨が含まれていると理解いただきたい。

2点目の公共交通については、何をもって広域連携を図るかということになると思う。今の記述では、周辺自治体のタウンバスなどとの連携や、他公共交通機関との連携も含めて記載し、明確にどの連携かは言及していない内容となっている。広域連携の取り組み自体は関係する市町で会議体を設けるなど、取り組みを進めている状況である。

バスの運行本数の不足等については『第4節 道路・交通』の主要施策『2)公共交通機関の充実』に含まれていると読み取っていただきたい。なお、北九州市もバス事業が厳しいと聞いており、芦屋町としては、まず減らさないということで路線・便数の確保や維持に努めていきたい。

(委員)

環境美化につながる関係であるが、山鹿からとと市場にかけてのサイクリングロードの管理主体と管理方法を教えてもらいたい。サイクリングできないほどごみや砂の堆積がある。

(事務局)

サイクリングロードは国が管理しているが、一部町や県が管理している。支障がある場合は、管理主体で対応している。ただし、豪雨の後に、海岸にごみが漂着する等、早急な対応が必要な際には、町で確認し、管理者に要請、必要があれば町で対応などを行っている。

(委員)

環境美化に関しては「国や県に働きかける」という文言が必要ではないか。サイクリングロードに限らず、町が管轄でない橋や道路は町内にもたくさんあり、管理が行き届いていないところもある。町が管理しているところはきれいに維持されているところも多い。特に芦屋釜の里付近は観光客も訪れるのに管理がされていないこともあり、住民からの要望を待つのではなく町が積極的に管理主体に声をかけるべきでないか。

国は整備しても、その後の維持管理がなかなかできていない。町外の人も通る場所については特に、町からもっと意見を出してもらいたい。

(事務局)

「働きかける」の文言を追加することは、全体のバランスも考えなければいけない。町内施設の適正管理は当然のこととしてやるべきだと考えているが、すべてに通じる考えなので、あえてこの章に入れるべきか、また町の総合振興計画に入れるべき文言か、議論をいただきたい。

なお、西祇園橋は県の所管であり、県に働きかけて事業を進めているという背景もあり、総合振興計画に入れている。

(委員)

総合振興計画では町の主体性をしっかり謳うべきである。施設の管理主体に関わらず、町内のことについては調整していくということを示すべきではないか。

(事務局)

調整をしないという意味ではない。町で権限がないので、働きかけていくという意味である。環境美化以外にも国や県に働きかけていくことは多数にあり、全体のバランスを考える必要がある。

(委員)

県道の草刈りについて、美化委員会で話を上げて県道だからと断られてしまう。しかし町内のことなら町がきちんと対応すべきで、県がやらなければそのまま、という考えはどうか。県と調整してすぐに対応できない場合は、対応ルールや仕組みをつくる役割を町には果たしてほしい。

また、県道でも若松区に入った途端、きれいになる道もあるので、県がどういう維持管理をしているのか把握してもらいたい。

(事務局)

基本は県へ働きかける、というスタンスだが、緊急性が高いものについては県と調整し町の単費で対応することもある。

県道の草刈りは、芦屋町の夏のイベント前に行っており、自治体によって実施するタイミングが異なるのかもしれない。

(委員)

美化と安全の両面で、草刈が行き届いていないのはよくない。県が年2回しか作業をしないのであれば、高齢者人材の活用など、町内で対応できる方法を考えてもらいたい。

(委員)

町が主体となって草刈りをする場合、資材や作業中の事故の予防など、準備が必要になる。白浜町や山鹿では、地域住民が草刈りをするケースもあり、芦屋町をきれいな町にしたい思いで自主的に取り組んでいる。そのような状況を踏まえて、各管理主体に働きかけるという点は追加してもらいたい。

町の担当課も強くいえない状況も伺えるが、対策や課題認識については今よりも内容を厚くして、考えを進歩させていることを総合振興計画では示してもらいたい。

(部会長)

『第1節 生活環境』の現状と課題の①に「・・・良好な自然環境の保全のためには住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です」とある。住民の中に、自治区なども入ることになっていると思う。主要施策『1) 環境の保全と美化』においてその点が書かれていると思うが、関係機関への働きかけも含め、現状と課題、主要施策の内容に文言の追加を検討できないか。

(委員)

環境基本計画に記載があるのであれば、その計画に基づき、とすればよいのではないか。ボランティアや自治区で取り組んでくれている人もいるが、高齢が理由でできなくなっている人も多い。住民の自主性に任せた結果が、現在の状況になっていると思う。

きれいな町を目指す、と謳っていても、そのようには感じられない。来訪者を増やそうとしている中で、今の状況は好ましくない。

(委員)

芦屋町はきれいな場所と思って来た人ががっかりした、という声も聞いている。砂像展などイベント開催前にきれいにするのではなく、何らかの目的で来ている町外の人には常にいるので、その人たちの目に触れるものとして力を入れてもらいたい。

(事務局)

今までは管理主体が対応するという前提で動き、その都度国や県に働きかけをしている。国や県が対応しない場合は町で対応する、となると、町が財源を割くことになる。限られた財源の中で、何事も優先順位をつけて取り組まなければならない。

(委員)

優先順位をつけた上で、調整を行っていただきたい。総合振興計画の内容として「検討する」に留まっているが、方向性としては示している状態である。課題として何があるかを共有・協議した上で、10年間の方向性を定めていきたい。財源が限られていることは理解しているが、この場ではどんどん意見を出して、事務局は庁内に持ち帰っていただきたい。

(委員)

最後に2点、述べさせていただきたい。

まず1点目は、全体的に当たり障りのない内容になっているので、できるところはしっかりやるという意味を込めて示せないかということ。

2点目は、公共交通について。栗屋行きバスは、夜間の利用者が少ないので、本数が減ってしまうのは、仕方がないことだと思うが、観光を目玉にしている町としては、公共交通が不十分なのは残念でもある。町民も肌で感じている。

(部会長)

様々な意見が出たが、現状と課題や主な施策の記載内容から、意見の趣旨を読み取ってもらうこととし、文言の修正までは必要ないということによいか。

(委員全員)

異議なし。

③計画の実現に向けて

(委員)

1点意見がある。自治区職員担当制度はとてもいい制度だと思う。元々は理想的な協働のまちづくりを追求していたが、職員の負担が増加してしまった。そのため、当初の計画からは活動内容や方法が変わり、地域住民とコミュニケーションを図るため、自治区行事に参加する、人材支援に出る、といった支援に留めることに現状制度はなっている。

(委員)

職員には頑張ってもらっているが、役場内の良好な人間関係の構築が重要である。

(事務局)

良好な人間関係の構築は主要施策『3)職員の育成や資質向上を図ります』の中で趣旨が含まれていると理解していただきたい。

自治区職員制度については、元々は30自治区でまちづくり計画を作ることを目的としていたが、希望する自治区については作るというものに変わった。現状としては1自治区で作成中である。

(委員)

白浜町は計画をまとめようとした段階で、これまで関わっていた役場職員が参加できなくなり、作成が中断してしまった。職員と一緒に自治区活性化に取り組めるのはよい制度だと思っている。計画作成が進んでいる自治区は、同じメンバーで作成を進めているのか。

(事務局)

当初は各自治区に割り当てられた職員が計画作成を支援するものだったが、制度が変わり、現在は環境住宅課の職員が計画づくりの支援をしている。

(委員)

『計画の実現に向けて』の主要施策『3) 職員の育成や資質向上を図ります』の①に「自治区担当職員制度の活用などにより、職員の資質の向上や能力開発に取り組みます」とある。職員の資質向上は、環境住宅課だけで取り組むものではないので、現在の制度趣旨と文章が合っていないのが問題である。

確かに前の制度では職員の負担が大きかったかもしれないが、職員の能力向上を目的としている面もあった。

自治区は疲弊している状態でいかに課題を解決していくかが使命であり、いろんな自治区で抱えている課題はまちづくり計画を策定しないと立ち行かなくなると考えている。だが計画策定に職員がずっと入っている必要はなく、職員からのアドバイスがあれば自治区でも計画を策定できると思う。一つ自治区で計画ができれば他の自治区でも策定できるのではと考える。

(委員)

役場職員の半分は町外に住んでいることも制度発案のきっかけと聞いている。制度の運用により、町外に住む職員が地域に入り込むきっかけとなった。現在は毎年割り当てられた自治区の支援に入る、ということになっている。この制度によって、担当していた役場職員と話しやすくなり、要望も言いやすくなった。

(委員)

行政に要望をすべて持っていく時代ではない。住民参画の中で解決していく時代である。

(委員)

だが、その窓口は役場職員であり、職員と話しやすくなり、役場に行きやすくなったのは大きい。

制度の理念に賛同して計画を作りはじめた自治区でも、まだ計画は完成していない。職員も時

間外に対応しているのが実情で、そこまでしてやるべきかという議論もあった。

また、職員が来てくれるだけで自治区の活動がしやすくなったという実感もある。文言はそのまま残していいと思う。

(事務局)

自治区職員制度は当初の志からは後退したが、制度自体は有意義であることをご理解いただきたい。

④施策の大綱について

(部会長)

前回の議論を踏まえ、『1 住民とともに進めるまちづくり』の『(1) 地域づくり』に「住民一人ひとりが地域課題に対する関心を高める」という文言の追加を提案したい。住民の方々が地域の課題に関心を持ち、それを地域づくりの足掛かりとして、住民として自覚を持ち、自治体から支援を受け、まちづくりを進められるとよいのではないかと思う。

(委員全員)

異議なし。

3 その他

【事務局検討事項】

部会での審議はこれが最後となるため、検討事項として残ったヘルプカードの文言追加については、担当課と再度確認の上、指摘した委員、部会長、副部会長にその修正を一任するとしてよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

【事務連絡】

次回審議会については10月22日(木)19:00から役場3階31会議室で予定している。

以上